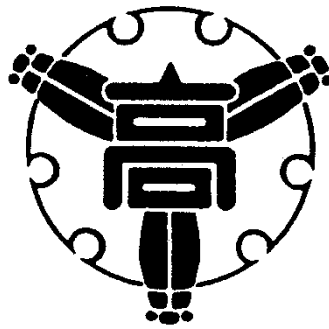


学校生活の手引き



静岡県立新居高等学校 定時制の課程

〒431-0304 静岡県湖西市新居町内山 2036

TEL (053)594-1515 (053)401-0175(定時制専用)

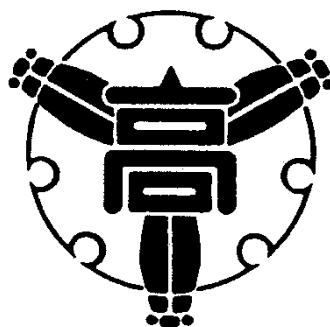
FAX (053)594-6180

新居高校ホームページ <https://arai-h.ed.jp/>

目 次

| | |
|------------------|----|
| 校章とその由来、校訓 | 2 |
| 校歌 | 3 |
| 生徒心得 | 4 |
| 免許取得及び車両通学に関する注意 | 8 |
| 提出書類 | 10 |
| 生徒会会則 | 16 |
| 生徒会役員選挙規約細則 | 21 |
| 体育館使用に関するルール | 23 |
| 学校の沿革 | 24 |

校章とその由来



本校の校章は、雪の結晶の上に三匹の螢と高等学校の「高」を配して図案化し、「螢雪の功」の故事を象徴させているのである。

「螢雪の功」とは勤学の功をいう。螢雪の功の「螢雪」は苦勞して勉学に励むことを意味し、「功」は成し遂げた仕事や功績を意味する。

「螢雪」が苦勞して勉学に励む意味となった由来は、晋の時代の歴史を記した中国の史書『晋書(車胤伝)』にある以下の故事による。

中国の晋の時代に、「車胤(しゃいん)」と「孫康(そんこう)」という二人の青年がいた。二人は官吏を志望していたが、夜に本を読むための灯火の油を買うこともできないほど、共に家が貧しかった。そこで車胤は、夏の夜に螢を数十匹つかまえて絹の袋に入れ、螢の光で本を読んで勉強し、孫康は冬の夜に窓辺に雪を積み上げて、雪の明かりで本を読んで勉強し続けた。二人の努力は報われて、のちに高級官吏に出世した。この故事にある「螢」と「雪」から、「螢雪」という言葉が生まれた。

校 訓

勉学 (われらは勉学を本分とする)

礼儀 (われらは師友に対し礼を重んずる)

積善 (われらは善を行うに勇氣をもってする)

新居高校 校歌

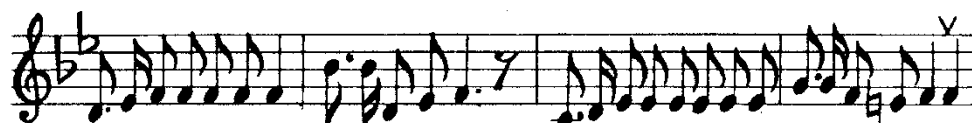
丸山 薫 作詞
高橋 半 作曲



1. なみ—まき あげ—る うなばら は



は ま—なの うみ—に つづきけり



かがやきすめる みずのさと ま—つのみどりのいろさびてき



ぼうにこ—ぞ る まなび やは—ぼこ



う その なぞ あらいこ う—

一、
波捲き上げる海原は

はまなの湖につづきけり
かがやき澄める水の郷
松の緑のいろ錆びて
希望にこぞる学び舎は
母校その名ぞ新居高

二、
曙告ぐ鐘の高鳴りは

自由の窓にこだましぬ
真理のさかえ文化なる
永久の礎きづかんと
使命をになひ実践の
はげみ雄々しき我等なり

三、
若きいのちは東の間の

光と燃えて褪せゆかん
未来を競ふ海どりが
はばたく力湧く雲の
理想の沖をめざしつつ
いざや進まんもろともに

生徒心得

1 学習について

- (1) 授業の始めと終わりのあいさつをきちんとし、積極的に学習に取り組む。
- (2) 次のような授業の妨げとなる行為をしない。
 - ア 私語や居眠り
 - イ 授業に関係のない本や雑誌を見ること
 - ウ 携帯電話を使うこと(通話、メール、ネット、イヤホン使用)
 - エ 飲食(飲食物は自分の机の上に置いておかないこと)
 - オ 教室内の徘徊などの迷惑行為

2 生徒指導について

- (1) 生徒指導には、訓戒・謹慎(家庭謹慎、登校謹慎)等があり、基本的に保護者同席で指導を受ける。
- (2) 次のような行為があった場合は、生徒指導の対象となる。
 - ア 飲酒・喫煙・万引き・窃盗・恐喝・薬物乱用等
(類似行為含む)
 - イ テスト中の不正行為・授業妨害
 - ウ 無免許運転・暴走行為・免許無断取得・無許可車両通学
 - エ 教員に対する反抗的な態度・暴言
 - オ 正当な理由のない度重なる欠席や遅刻・無断早退
 - カ SNS の不適切使用
 - キ その他(いじめ、法律に違反する行為等)
- (3) 盗難・いじめ・交通事故などにあつた場合は、速やかに担任に連絡する。

3 欠席・遅刻・早退について

- (1) 学校を欠席または遅刻する時は、あらかじめ保護者を通じて連絡する。
- (2) やむを得ず遅刻をした場合は、職員室で遅刻カードを書き、教員に確認印を押してもらい遅刻カードを持って教室に入る。
- (3) 早退する場合は、必ず担任に申し出て許可を得る。

4 学校生活について

- (1) 授業終了後、用事のない場合はできるだけ早く帰宅する。
- (2) 学校敷地内の用事のない場所、許可されていない場所に勝手に立ち入らない。
- (3) 本校の生徒以外を許可なく学校敷地内に立ち入らせない。兄弟や友人でも許可が必要となる。

5 教室について

- (1) 教室は他の課程の生徒と共用なので、常に清潔を心がけ、他人の私物には絶対に触れない。
- (2) 教室の使用は、基本的に16時30分からとする。

6 式典での服装について

式典時は式典にふさわしい服装(制服もしくは正装)とする。式典とは、始業式・終業式・離任式・卒業式などである。

7 免許取得・車両での通学について

免許取得・車両通学を希望する場合は、必ず必要書類をあらかじめ提出する。

8 健康管理について

- (1) 検診等で異常が発見された場合、速やかに治療を受け、完治させる。
- (2) 感染症などの疾患にかかった場合はただちに報告する。登校の可否について指示を受けるとともに速やかに治療を受ける。

9 保健室の利用について

- (1) 薬によるアレルギー等の問題があるため、保健室で薬（風邪薬・胃腸薬、湿布等）を渡すことができない。持病等がある場合は、必要に応じて各自で薬を準備する。
- (2) 緊急時や外傷（ねんざ・骨折・擦り傷等）の場合は、応急処置を受けることができる。
- (3) 保健室での飲食、スマートフォンや携帯電話の使用、イヤホンをつけながらの来室等を禁止する。
- (4) 保健室内では使用ルールを守り、養護教諭の指示に従う。
- (5) 体調等の回復の見込みがある場合は、1 時間以内の休養を認める。
- (6) 発熱等、自力で帰宅が困難な場合は保護者に迎えを依頼する。

10 学校外での生活について

- (1) 規則正しい生活を心がけ、仕事をするなど昼間の時間を有意義に活用する。
- (2) 雇用主とよく話し合い、学校生活に支障がないような労働条件を整える。
- (3) 新居高校の生徒としてだけでなく、社会人としての自覚を持つ

て責任ある行動をとる。

免許取得及び車両通学に関する注意

1 運転免許取得

- (1) 運転免許取得を希望する場合は、事前に「運転免許取得申請書」を提出する。
- (2) 運転免許取得の可否については、生活等を考慮して判断される。
- (3) 無断免許取得が発覚した場合は、生徒指導の対象となる。また、速やかに「運転免許取得申請書」を提出する。

2 車両通学

- (1) 車両での通学を希望する場合、自転車の場合は「自転車通学申請書」を、それ以外の車両の場合は「車両通学申請書」を提出する。以下の条件を満たし、許可された場合のみ車両での通学が認められる。

ア 自転車の場合

- (ア) 「自転車通学申請書」を保護者と連名で提出すること
- (イ) 「自転車通学上の注意」を必ず守ること
- (ウ) 配布されたステッカー等を必ず、貼ること
- (エ) ヘルメットの着用

イ 自転車以外の車両の場合

- (ア) 「車両通学申請書」を保護者と連名で提出し、その際に、誓約書、車両通学の経路及び車検証・登録済証・自賠責保険証・任意保険証・運転免許証の写しも同時に提出すること

- (1) 任意保険については、必ず加入とし、保護者とよく相談し、事故の際に十分な補償がある保険とすること
- (2) 自転車以外の車両通学の可否については、生活態度等を考慮して判断される。
- (3) 違法改造車両やそれに類する車両は認められない。また、暴走行為等危険な運転をしていることが判明した場合は、車両通学許可が取り消される。
- (4) 無断車両通学が発覚した場合は、生徒指導の対象となる。また、速やかに「車両通学申請書」を提出する。
- (5) 友人の運転する車両に同乗して登校することは原則禁止であり、生徒指導の対象となる。
- (6) 事故・違反があった場合は速やかに申し出る。また、事故については加害・被害を問わず事故報告書を提出する。悪質な事故・違反の場合は、車両通学許可を取り消されることもある。

※ これらを守ることができない場合、車両通学許可の取り消しや一定期間の車両通学の禁止になることがある。

見本

自転車通学申請書

静岡県立新居高等学校定時制の課程

| | | | |
|--|---|--------|--------------------|
| 学年氏名 | 年 氏名 | | |
| 車 体 色 | | 防犯登録番号 | |
| メーカー | | 保険の加入 | 1、有 2、無 |
| 通学方法 | 1、家から学校まで 2、家から()駅まで | | |
| 通学略図 | | | |
| 静岡県立新居高等学校長 様 別紙「自転車通学上の注意」を必ず守り、自転車通学することを申請します。 保護者等氏名（自署） 生徒氏名 | | | |
| | 担 任 | 生徒課 | ステッカー番号 |
| | | | |

見本

自転車通学上の注意

静岡県立新居高等学校定時制の課程

- 1 事故には十分に気をつける。万が一、事故に遭った場合は、必ず担任を通じて学校に報告する。
- 2 学校から貸与されたステッカーは、本人所有の通学用自転車の、所定の位置に貼り、他の自転車には貼らない。
- 3 通学用自転車には、住所・名前・連絡先をきちんと書いておく。
- 4 駅などでは定められた駐輪場所に駐輪し、駐輪禁止場所への駐輪や乗り捨てをしない。
- 5 施錠は自己責任で必ず行い、盗難には十分に注意する。また、なるべく二重に施錠をする。
- 6 自転車防犯登録に登録をし、定期的に安全点検を受ける。
- 7 任意保険には、必ず加入する。
- 8 以下のことを守り、交通安全に努める。
 - (1) スピードを出しすぎない。
 - (2) 急な飛び出しはしない。交差点では必ず一時停止し、安全確認をする。
 - (3) 二人乗りや並進、傘差し運転をしない。
 - (4) 無灯火運転をしない。薄暮時には早めにライトを点灯する。
 - (5) 信号無視など交通ルール違反をしない。
 - (6) ヘルメットを着用とする。

連絡先 静岡県立新居高等学校
電話 053-594-1515 (代表)
053-401-0175 (定時制)

見本

[生徒課保管用]

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 校 長 | 教 頭 | 事務長 | 生徒課 | 担 任 |
| | | | | |

許可番号 _____

運 転 免 許 取 得 申 請 書

静岡県立新居高等学校長 様

下記の理由により、運転免許取得を希望しますので、申請いたします。

令和 年 月 日

定時制 年 番 生徒氏名

保護者等氏名（自署）

記

- 1 取得希望の免許の種類
- 2 免許取得を希望する理由

.....切り取り線.....

[自動車学校・警察署提出用]

浜松地区高等学校生徒指導連合会統一用紙

許可番号 _____

自動車学校長 様

運 転 免 許 取 得 許 可 証

下記の生徒の運転免許取得を許可いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

| | | | | |
|-------|---|---|-----|--|
| 定 時 制 | 年 | 番 | 氏 名 | |
| 住 所 | | | | |
| 免許の種類 | | | | |

令和 年 月 日
静岡県立新居高等学校
校 長 印

見本

車両通学申請書

静岡県立新居高等学校定時制課程

| | |
|---|---|
| 学 年 氏 名 | 年 氏名 |
| 職 場 | |
| 車両所有者氏名 | |
| 車 種 | 1 原 付 2 自動二輪 【 小型 (125CC まで) ・ 中型 (400CC まで) ・ 大型 】 3 普通車 |
| 車両名及び形式 | |
| 車両ナンバー | |
| 乗 車 定 員 | |
| 任意保険 対人 金額 円 期間 年 月 日まで 対物 金額 円 期間 年 月 日まで | |
| 通学に車両を使用しなければならない理由 | |
| 静岡県立新居高等学校長 様 保護者連名の上、車両通学を申請いたします。 保護者等氏名 (自署) 生徒氏名 | |

※自動二輪の取得対象年齢は小型、中型は16歳以上。大型は18歳以上となります。

見本

誓約書

静岡県立新居高等学校長 様

下記のことを厳守し、自動車または原動機付自転車を使用して通学いたします。下記の違反をした場合は学校側の指導に従います。万一、事故を起こしたときは、本人、保護者の責任において処理いたします。

記

- 1 交通法規を厳守して運転する。(暴走行為仕様への違法改造車両やそれに類する車両は使用しない)
- 2 車検証、登録済証、自賠責保険証、任意保険証、運転免許証を学校に提示する。
- 3 任意保険に必ず加入する。
- 4 原動機付自転車の場合は必ずヘルメットを着用する。
- 5 学校周辺の空き地、または路上に乗り捨てない。
- 6 原則として、同乗して登下校しない。

令和 年 月 日

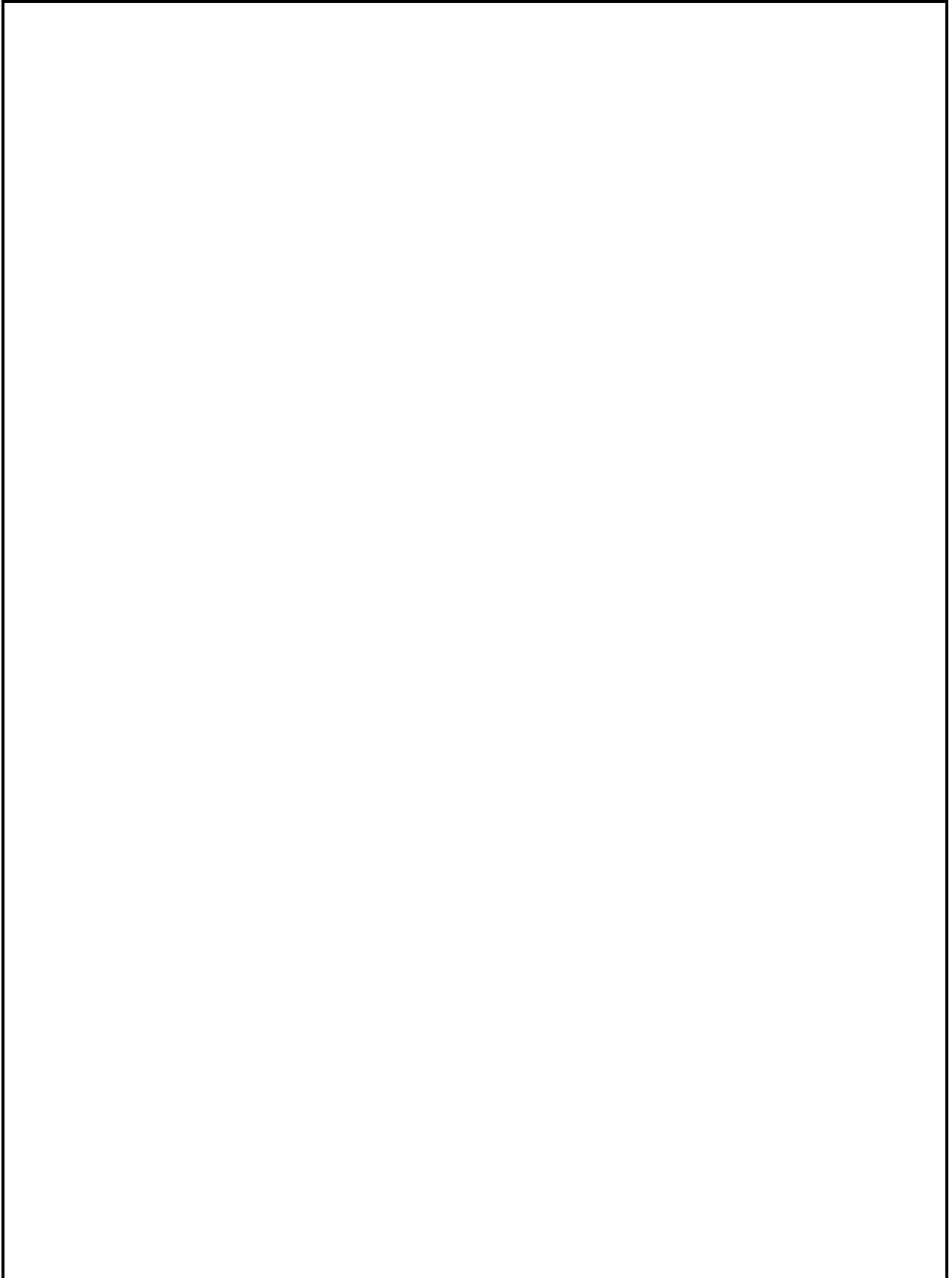
定 時 制 年

生徒氏名

保護者等氏名 (自署)

見本

車両通学の経路(自宅から学校までの経路は朱書きで)



静岡県立新居高等学校定時制生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は静岡県立新居高等学校定時制生徒会と称する。

第2条 本会は本校定時制生徒全員をもって組織する。

(以下、会員と称する。)

第3条 本会は自主精神に基づき、会員の資質の向上を図り、学校の振興に寄与することを目的とする。

第4条 会員は会費を納入する。

第5条 会員は会の目的を達成するために、生徒会諸活動に協力する。

第2章 議決機関

第6条 本会は会の目的を達成するために、次の議決機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 代表委員会

第7条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、毎年度当初に開催する。

(1) 総会は次の場合には臨時に開催することができる。

- ア 会員の3分の1以上の要求があったとき
- イ 代表委員会が必要と認めたとき

(2) 総会は会員（休学者は除く）の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定による。

(3) 総会は次のことを行う。

ア 決算の承認、行事計画、予算の審議並びに予算の決定

イ 会則の修正、変更並びに承認

ウ その他重要な事項

(4) 総会は生徒会長の要請により、議長が招集する。

第8条 代表委員会を総会に次ぐ議決機関とする。

(1) 代表委員会はHR委員・クラブ部長並びに執行部役員をもって組織する。

(2) 代表委員会は総会の決定に従い、会の目的を達成するために必要な事項の審議決定を行う。

(3) 代表委員会は次の場合に開催することができる。

ア 2HR以上の要求があったとき

イ 生徒会長が必要と認めたとき

(4) 代表委員会は3分の2以上の委員の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定による。

(5) 代表委員会は生徒会長の要請により、議長が招集する。

第3章 執行機関

第9条 本会は会の目的を達成するために、執行機関として執行部をおく。

- (1) 執行部は生徒会長・副会長・会計幹事・書記長並びに企画委員をもって組織する。
- (2) 執行部は会の目的を達成するため、生徒総会・代表委員会の決定に従い、必要事項の計画立案・執行を行う。

第4章 役員

第10条 本会には次の役員をおく。

(1) 執行部

| | | | |
|------|-----|-----|----|
| 生徒会長 | 1名 | 副会長 | 2名 |
| 会計幹事 | 1名 | 書記長 | 1名 |
| 企画委員 | 若干名 | | |

(2) その他

| | | | |
|----|----|------|-------|
| 議長 | 1名 | HR委員 | 各1～2名 |
|----|----|------|-------|

第11条 役員任期はそれぞれ1年とする。ただし、1年生と4年生はその限りではない。また、どの役員についても再任を妨げない。

第12条 生徒会長は、生徒会を代表し、その会務を統轄し、執行部を主宰する。

第13条 副会長は、生徒会長を補佐し、生徒会長に事故あるときはこれに代わる。

第14条 会計幹事は、予算執行の管理を行う。

- (1) 会計幹事は、生徒会長が任命する。
- (2) 会計幹事は、年度末には決算書を年度当初には予算書を作成し、生徒総会で報告・提案する。

第15条 書記長は生徒総会、代表委員会、執行部会における事務を取り扱い、議事を記録する。

- (1) 書記長は、生徒会長が任命する。
- (2) 書記長は、必要に応じて補佐をおくことができる。

第16条 企画委員は、執行部の職務全般に協力し、活動する。

- (1) 企画委員は、若干名を生徒会長が任命する。

第17条 議長は、生徒総会並びに代表委員会を主宰する。

- (1) 議長は、生徒会長が任命する。また、他の役員と兼ねることができる。
- (2) 議長は、執行部会に出席し、その活動に協力する。

第18条 HR委員は、各HRにおいてHRの運営を行い、また、校内生活における風紀の改善、福利厚生に努め、その他、必要に応じて会の目的達成のため努める。

- (1) HR委員は、各HRから互選により、1～2名選出する。
- (2) HR委員は、代表委員会の議決事項を各HRに報告する。

第5章 会計

第19条 本会の運営費は生徒会費、そのほかの収入をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 現金等の保管は、本校事務室に委託する。

第22条 会費の額は代表委員会において原案を作成し、生徒総会の承認を得る。

第23条 各クラブは、予算を年度当初に会計に請求する。

第6章 選挙

第24条 生徒会長、副会長、HR委員の選出並びに会計幹事、書記長、企画委員、議長の任命は毎年9月末日までに行う。ただし、4月から9月までの1年生のHR委員についてはHR担任の任命とする。

第25条 生徒会長、副会長を選挙する時は選挙管理委員会を設ける。

第26条 役員に欠員を生じた場合、改めて選出することができる。

第27条 選挙の細則はこれを別に定める。

第7章 付則

第28条 生徒総会並びに代表委員会の決定事項は校長の承認を得なければならない。

生徒会役員選挙規約細則

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙を必要とする生徒会執行部役員選挙の計画及び施行のために、選挙管理委員会を設置する。

第2条 選挙管理委員会は各HRより、1名ずつ選出された委員によって構成される。

第3条 選挙管理委員会は互選により正副委員長を選出する。

第4条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- (1) 執行部役員選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 投票用紙の作成
- (4) 立会演説会の主宰
- (5) 投票場の設営及び管理
- (6) 開票
- (7) 当選人の公表

第2章 執行部役員選挙

第5条 立候補予定者は届出期間内に立候補届出用紙に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会に届け出る。

第6条 立候補者が定員に満たないときは、補充立候補者を受け付ける。

第7条 選挙運動は選挙管理委員会の定めた次のものに限り認め、
これ以外の運動は選挙違反とみなす。

- (1) 立会演説会
- (2) 一定のポスターの使用
- (3) その他必要と認めたもの

第8条 立候補者が定員の数を超えないときは信任投票とする。

第9条 立候補者が定員の数を超えたときは最多得票者を当選者とする。

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定投票用紙を使用していないもの
- (2) 定員の数以上記載したもの
- (3) その他判定できないもの

第11条 執行委員に欠員が生じたとき、選挙管理委員会は欠員の補充選挙を計画し、実施する。

放課後の体育館使用に関するルール

- 1 放課後の体育館使用は、部活動の使用を優先とし、部活動以外の使用は基本的に禁止とする。
- 2 部活動が全面使用している場合は、部活動以外の体育館使用は認めない。
- 3 部活動が全面使用していない場合に限り、教員の立会いの下、使用を許可する。その際、使用したい生徒は、体育館の使用状況を確認して、立ち会ってくれる教員に依頼し使用する。
- 4 体育館の使用に関しては、以下のルールを必ず守る。放課後以外の体育館の使用に関しても、このルールの遵守を徹底し、守れない場合には使用禁止とする。

- ・ 飲食をしない。
- ・ 携帯電話を使わない。
(音楽再生も含む。)
- ・ 体育館シューズを必ず着用し、指定の場所にスリッパを整理整頓する。
- ・ 生徒だけで使用しない。
- ・ 格闘技系での使用は認めない。
- ・ 用具の本来の目的以外の使用をしない。
(例えば、バレーボールでサッカーをするなど)
- ・ 用具、設備は大事に使用し、破損した場合は実費弁償とする。
- ・ 部活動の迷惑となるような行為をしない。
(部活顧問に注意された場合は素直に従う。)

